

【薩摩川内市移動販売事業支援補助金】
移動販売事業で使用する移動販売車の
購入や改造にかかる費用を補助します

※移動販売車の購入、改造を検討する段階でご相談ください。

補助対象者の要件 ※以下のすべてを満たした法人又は個人、団体が対象です

- 本市内に事業所を有すること。
- 買物アクセス困難地域を含む本市内において、移動販売事業を実施すること。
※「買物アクセス困難地域」とは買物弱者支援が必要と認められる地域として、市が指定した地域を指します。(詳細は申請要領をご確認ください)
※「移動販売事業」とは、あらかじめ販売箇所及び時間を設定し、肉及び魚、野菜、日常生活用品を車両に乗せて移動しながら販売する事業(特定の品目のみの販売、車内で調理加工した食品等を販売する移動販売を除く)を指します。
- 移動販売事業を週4日以上実施し、販売箇所を1週間あたりのべ30か所以上設定していること。
- 移動販売事業において販売する品目数が50種類以上であること。
- ただし、甕島地域においては販売箇所を1週間あたりのべ10か所以上設定し、販売する品目数が30種類以上であること。
- 食品衛生法及びその他移動販売事業に関する法令を遵守すること。
- 市税等の滞納がないこと。

※対象外となる場合がありますので、ホームページに掲載されている申請要領をご確認ください。

補助対象経費

- 移動販売車の購入又は改造に要する経費(消費税及び地方消費税に相当する額を除く)
※「移動販売車」とは、移動販売事業に使用する車両のこと。

補助率と上限額

補助率：補助対象経費の2分の1(千円未満切り捨て)

補助上限額：200万円

※必ず申請要領をご確認ください。

問合せ先 薩摩川内市役所 経政策課 企画総務・経済グループ
0996-23-5111 (内線 5751・5752・5753)

